

- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 6 郡山市内に本店を有する者であること。
- 7 郡山市の平成19・20年度入札参加有資格業者のうち、土木一式工事 S 等級、A 等級又は B 等級に認定され、かつ、平成19・20年度入札参加資格審査申請時に提出した建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事に係る総合評定値が750点以上の者であること。
- 8 本工事において、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができる者であること。
 - (1) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。
 - (2) 入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
 - (3) 同日郡山市において行われる他の制限付一般競争入札で申込みをしている場合にあっては、その配置予定技術者となっていないこと。
 - 1 許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者については、請負金額2,500万円以上の工事現場に技術者等として配置することができない。
 - 2 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札予定者となった場合は、入札参加資格確認申請書の提出日において配置予定技術者を特定して申請するものとし、その技術者については、正当な理由なしに工事竣工まで変更することができない。
- 9 郡山市が平成20年度に発注した制限付一般競争入札（事後審査方式も含む。）及び公募型指名競争入札の手持工事件数が申請書の提出日において、3件以上（平成20年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者については、4件以上）の者は参加することができない。また、手持工事件数には、当該工事の入札までに他の工事の落札者及び落札予定者になった場合も含むものとする。

第4 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本工事に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。
 - (1) 期 間 平成21年2月23日（月）から平成21年3月4日（水）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後0時45分までを除く。）
 - (3) 場 所 郡山市財務部契約課（郡山市役所本庁舎2階）
- 2 設計図書等の複写
入札参加希望者は、閲覧期間内において、財務部契約課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、郡山市所定の申請書を市長に提出しなければならない。（申請書はホームページからダウンロードすること。）
- 2 申請書の受付
 - (1) 期 間 平成21年2月23日（月）から平成21年3月4日（水）まで（市の休日を除く。）
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後0時45分までを除く。）
 - (3) 場 所 郡山市財務部契約課において行う。
- 3 申請書を提出した者は、原則として入札に参加することができる。（入札参加資格を有しないことが明らかである場合は除く。）

第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を平成21年2月23日（月）から平成21年2月27日（金）までに提出するものとする。
- 2 質問に対する回答は、平成21年3月4日（水）までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書の写しを財務部契約課において閲覧に供するものとする。

第7 入札保証金 免除する。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該5パーセントに相当する額を除いた金額とすること。

第9 入札の中止等

本工事に關し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第11 落札予定者の決定

- 1 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。
- 2 入札回数は、2回とする。ただし、再度入札を執行しても落札予定者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。（見積書の提出は2回を限度とする。）

第12 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- 1 落札予定者は、本公告中第3に掲げる資格基準について、郡山市所定の入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を市長に提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2 確認申請書等は、落札予定者となった日の翌日から2日以内（当該期限が市の休日に当たるときは、その日以降で直近の休日でない日とする。）に市長に提出しなければならない。提出期限内に確認申請書等を提出しないとき又は入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札予定者の入札は無効とする。
- 3 市長は、落札予定者より提出された確認申請書等の審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者と決定し、その結果を通知するものとする。
- 4 審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、その結果を通知するとともに、直ちに、次順位者のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札予定者の次に低い価格を提示した者を新たな落札予定者とする。
- 5 第1項から第4項までの手続きは、落札者が決定するまで又は予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者がなくなるまで繰り返すものとする。

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、7日以内に行われなければならない。
- 2 入札から契約締結までの間に、落札者（落札予定者も含む。）が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第5項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、工事名・施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）、郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年4月23日制定）及び郡山市建設工事等入札参加者心得による。

第15 その他

- 1 落札予定者が提出期限までに確認申請書等を提出しないとき又は申請した配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止措置を行う。
- 2 その他不明な点については、郡山市財務部契約課工事契約係（電話：024-924-2601）まで問い合わせること。